

## 浦添市消防本部開発行為等に係る指導規程

開発及び中高層建築物に係る消防施設等設置要綱(平成8年消防本部訓令甲第1号)の全部を改正する。

(主旨)

第1条 この訓令は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第32条及び浦添市開発指導要綱(平成7年訓令甲第11号)の規定に基づく協議又は中高層建築物等の建築行為について、一定の基準を定め適正な指導を行うことにより、災害等の防止及び地域住民の生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 開発行為 都市計画法第4条第12項に定める行為をいう。
- (2) 建築行為 建築物の新築又は増築を行うことをいう。
- (3) 中高層建築物 地階を除く階数が4以上の建築物又は地上高が15メートルを超える建築物をいう。
- (4) 消防水利施設 消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号。以下「水利基準」という。)に規定する消防水利のうち消火栓、防火水槽及びそれらに附属するものをいう。
- (5) 進入路 消防ポンプ自動車、はしご車及び救助工作車(以下「消防車両」という。)が中高層建築物に至るまでの道路及び通路をいう。
- (6) 消防活動用空地 消防活動を行うために必要な地上部分の空地をいう。
- (7) 非常用エレベーター 消防、救助活動等に使用することを想定した建築基準法(昭和25年法律第201号)第34条に規定する非常用の昇降機をいう。
- (8) 事業者 当該開発又建築行為を行う事業主又は代理人をいう。
- (9) 所有者等 当該消防水利施設又は建築物を所有又はその後を管理するものをいう。

(対象事業)

第3条 この訓令の対象事業は、次の各号いずれかに該当するものとする。

- (1) 都市計画法第32条に基づく開発行為
- (2) 浦添市開発指導要綱に基づく開発行為
- (3) 国及び地方公共団体が行う開発行為
- (4) 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の2の5に規定する特定防火対象物で4階建て以上の建築行為

- (5) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一に掲げる防火対象物で、特定防火対象物以外の6階建て以上の建築行為  
（事前協議）

第4条 前条に該当する対象事業を行うとする事業者は、開発行為等に係る消防事前協議依頼書（様式第1号）を消防長へ提出し、次の各号に掲げる事項及び関係図書を添付し、協議するものとする。

(1) 消防水利施設に関する事項

- ア 案内図
- イ 付近見取図
- ウ 土地利用計画図（開発区域を赤線で示したもの）
- エ 配置図
- オ 構造図（防火水槽については二次製品を設置する場合、仕様のカタログ等を添付）
- カ その他必要と思われる図面・資料等

(2) 進入路及び消防活動用空地等に関する事項

- ア 案内図
- イ 配置図（敷地内の進入路及び車両の軌跡を記載したもの）
- ウ 建築物の平面及び立面図（非常用進入口を記載したもの）
- エ 消防活動用空地及び標識位置
- オ エレベーターの仕様及び構造図（かご内寸法の分かるもの）

2 消防長は、協議した場合は、開発行為等に係る消防施設等設置協議書（様式第2号）で事業者へ回答するものとする。

（消防水利施設の設置基数及び指定）

第5条 事業者は、開発行為を行う場合は、水利基準及び次の表に基づき設置するものとする。ただし、既設の消防水利施設があり、消防長が消防活動に支障なく当該水利を活用できると認める場合は、この限りでない。

開発事業面積（敷地面積）	消防水利設置基数
1,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	消火栓又は防火水槽 1基
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	消火栓及び防火水槽 各1基
10,000平方メートル以上	消火栓 消防水利の基準による数

- 2 事業者は、中高層建築物を建築する場合は規模、用途及び周辺地域の状況により消防長が必要とする数の消防水利施設を設置するものとする。
- 3 事業者が設置した消防水利施設は、次の各号により指定するものとする。
  - (1) 事業者は、消防水利の指定を受ける場合は、消防水利指定承諾書（様式第3号）を消防長に提出するものとする。
  - (2) 消防長は、前号の承諾書により消防水利として指定できるものについては、消防水利指定書（様式第4号）を交付するものとする。

（消防水利施設の設置）

第6条 消防水利施設の設置については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消火栓の設置場所は、開発区域内に配水管が敷設され、かつ、消防車両が容易に部署及び取水できる車道又は歩道とし、水利基準第3条に基づくこととする。
- (2) 消防水利施設の設置基数は、水利基準第4条に基づくこととする。ただし、消防長が消防活動上において支障があると認める場合は、消防水利施設を増設させることができるものとする。
- (3) 消火栓の構造は、地下式単口とし、詳細の協議及び検査については、上下水道部開発行為指導主管課が行うものとする。
- (4) 防火水槽は、原則として地下式で耐震性を有した二次製品の防火水槽（財団法人日本消防設備安全センター認定品）で容量は40立方メートル以上とする。
- (5) 防火水槽の設置場所は、幅員6メートル以上の開発区域内の道路とし、原則として消防用採水口及び通気口を設置するものとする。また、吸管投入口は、消防車両がおおむね2メートル以内に接近できる位置とする。
- (6) 事業者は、第4号の防火水槽を設置後、完成写真（作業工程、標識、位置標示等を含む。）、認定証票及び諸元等の図書（A4ファイルつづり）を提出するものとする。

2 消防水利施設の標識及び位置標示（マーキング）については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消防水利施設の標識は、別図1により設置するものとする。
- (2) 消火栓標識は、鉄蓋中央部からおおむね2メートル以内、防火水槽標識は吸管投入口中央部からおおむね5メートル以内の位置に設置するものとする。
- (3) 消防水利施設の位置標示は、別図2のとおりとする。

（進入路及び消防活動用空地）

第7条 中高層建築物には、消防活動に支障がないように進入路及び消防活動用空地

を敷地内に確保するものとする。

- (1) 進入路は、原則として開発区域内又は敷地内に確保するものとする。ただし、進入路を確保することなく消防活動用空地を開発区域外又は中高層建築物の敷地外の道路等で確保できる場合は、この限りでない。
- (2) 進入路には、進入の妨げとなる門、塀、電柱、架線、看板等の障害物が存しないこととする。ただし、容易に移動できるものにあつては、この限りでない。
- (3) 進入路及び進入路出入口の幅員は4.5メートル以上で駐車場が存しないこととし、当該建築物に至る経路、形状、勾配等について協議を行い、各棟ごとに消防車両が容易に接近できるようにするものとする。
- (4) 進入路の一部又は全部がトンネル状の場合、その高さは4.5メートル以上とする。

2 消防活動用空地は、次の各号いずれにも適合するものとする。

- (1) 当該建築物の消防隊進入口を中心に、消防活動用空地（長さ12メートル以上、幅6メートル以上）を確保し、別図3の標示を行うこととする。
- (2) 設定箇所は、消防隊進入口、開放廊下、ベランダ等の建物内に容易に進入できる場所に面している部分に確保することとする。
- (3) 上空には、活動の障害となる工作物、架線電線等が存しないこととする。
- (4) はしご車等の総重量に耐え、段差のない構造とする。
- (5) 縦断勾配は、6パーセント未満とする。

3 消防活動用空地を設定した場合は、完成写真（作業工程、標識及び位置標示等を含む。）及び耐荷重を有する諸元等の図書（A4ファイルつづり）を提出するものとする。

（エレベーターの設置）

第8条 中高層建築物等にエレベーターを設置する場合は、人命救助を円滑に行うため、次の各号に掲げるとおりとする。

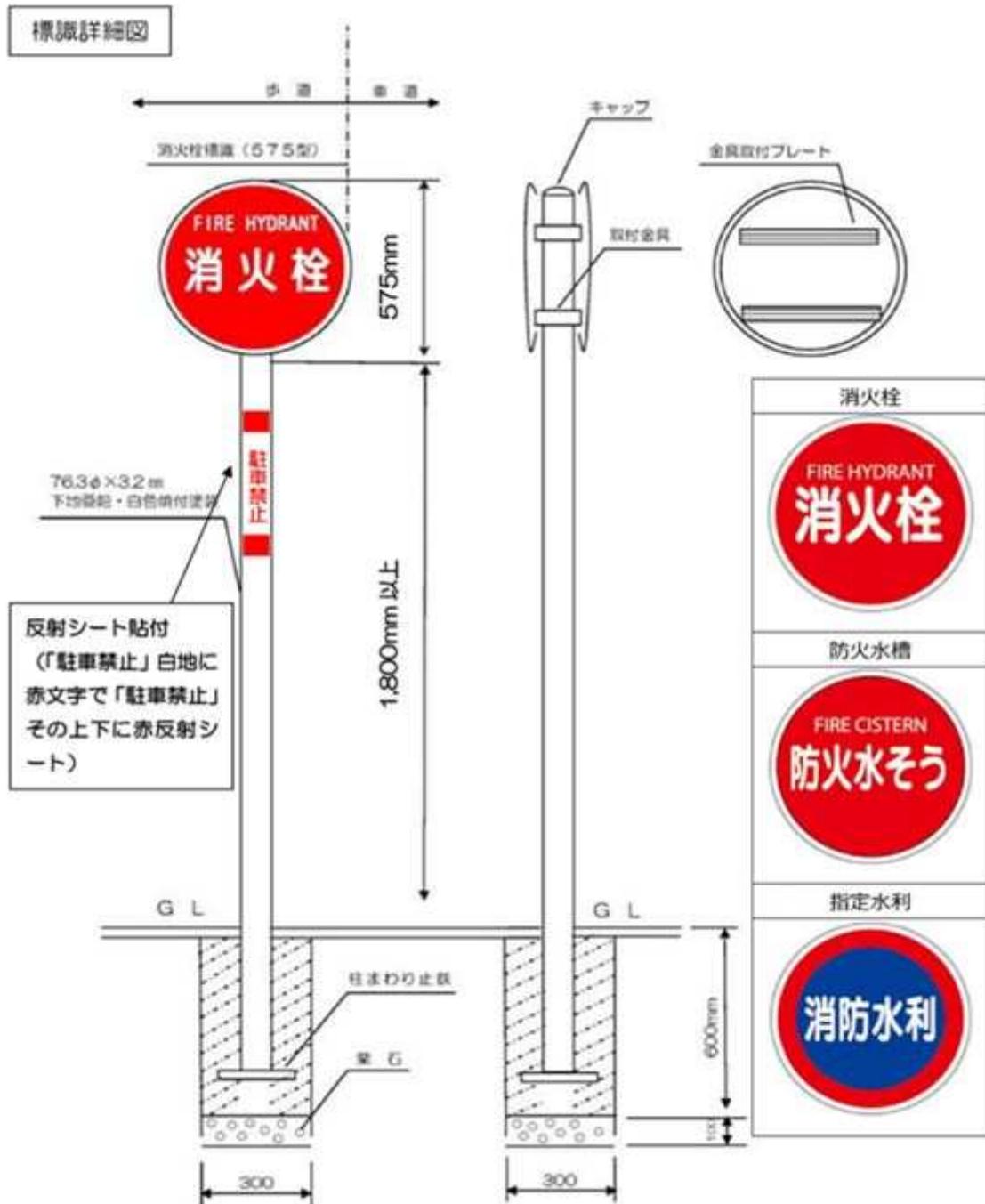
- (1) エレベーター（非常用エレベーターを含む。）は、救急用担架が収容できるよう、奥行内寸2メートル以上を確保することとする。
- (2) 中高層建築物に第1号に規定するエレベーターを設置する場合は、避難階のエレベーター入口上部付近に別図4の標示するものとする。
- (3) 高さ31メートルを超える建築物には、非常用エレベーターを1基以上設置し、全階の非常用エレベーター入口上部付近に別図4を標示することとする。

（維持管理）

第9条 所有者等は、協議した消防水利施設、進入路、消防活動用空地、エレベータ

一等について、常に良好な状態で維持管理されていることを定期的に点検し、使用に支障があるとみなされる場合は、速やかに修理及び復旧を行うものとする。

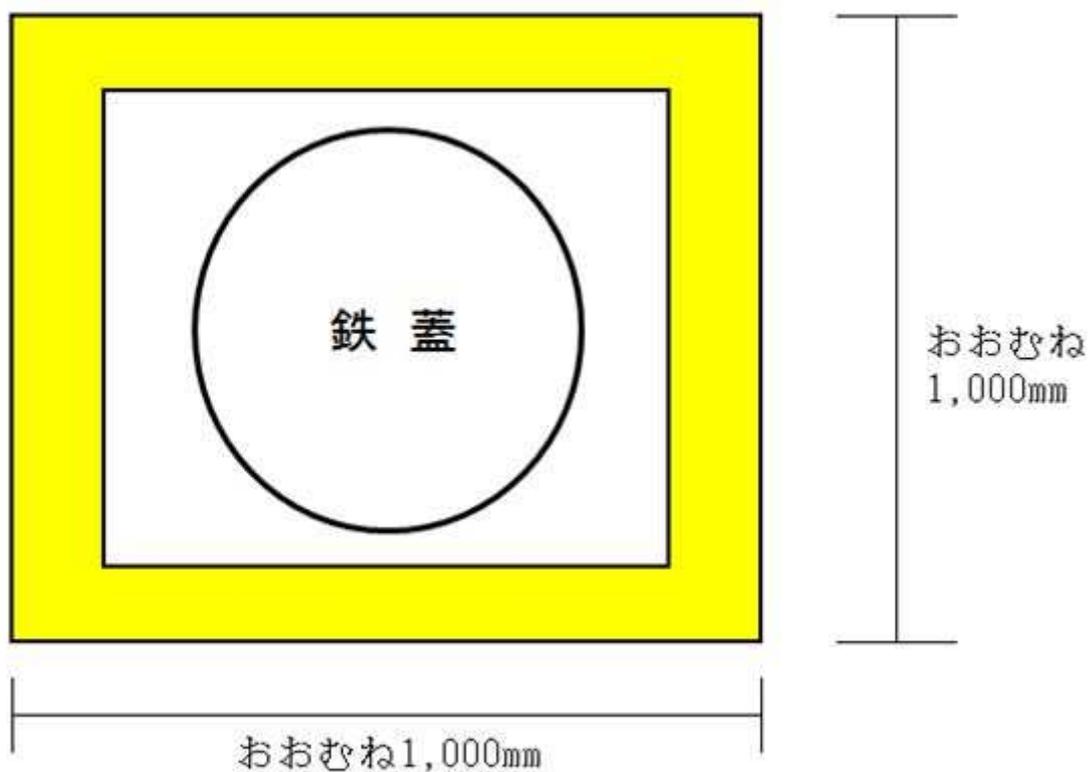
別図1 (第6条関係)



(仕様)

1. 標識板(575又は600型)の線線は16mm、英字は縦50mm、ひらがな及び漢字は200mmとする。(協議)
2. 標識板の色彩は、消火栓及び防火水槽については、文字及び緑を白色、地を赤色とする。指定水利については、文字及び緑を白色、地を赤色及び青色とする。(協議)

位置標示 (平面図)



1. 位置標示の色は黄色とし、焼き付け塗装とする。
2. 枠線はおおむね150mm、塗膜厚は1.5mm以上とする。
3. 鉄蓋のデザインについては協議するものとする。

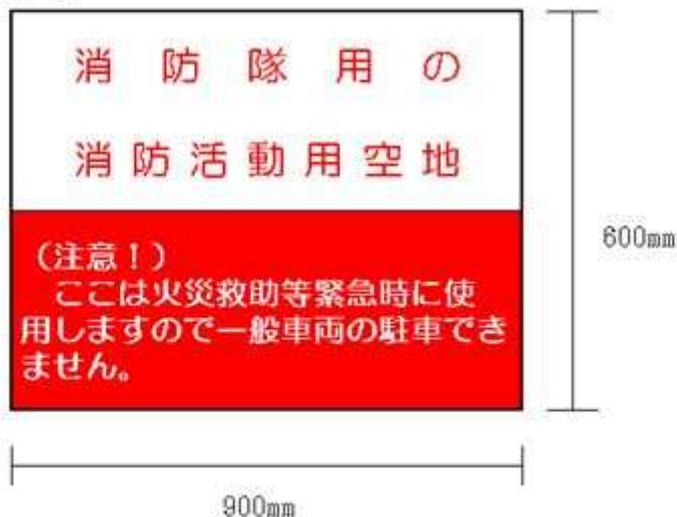
別図3 (第7条関係) \*

消防活動用空地 (平面図)



1. 表示外枠寸法は 12,000mm以上×6,000mm以上 とする。
2. 枠線の太さは おおむね150mm とする。
3. 色は原則として橙色とする。
4. 建物からの距離は、原則として5,000mm以内とする。

標示板



1. 外枠寸法はおおむね (横) 900mm× (縦) 600mm× (厚さ) 0.8mm以上の金属板とする。
2. 標識の上半分は下地白色に文字赤色、下半分は下地赤色に文字白色の全反射とする。
3. 設置については、支柱または壁面付けとする。

救急用担架収容可能の表示



(仕様)

1. 表示の色彩は、マークを赤色、地は白色とする。
2. 表示の外寸は、おおむね100mmとする。